

## 定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和6年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和7年1月10日

石川県監査委員	不破大仁
同	一川政之
同	村上勝
同	作田有子

### 記

#### 1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

#### 2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

#### 3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

#### 4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の結果
地域振興課	令和6年8月9日	<p>小松市の市有地に所在する県有財産の建物である「石川県こまつ芸術劇場」について、小松市から土地に係る行政財産使用許可を受けていなかった。 今後、このようなことがないように注意すること。</p>
能登高等学校	令和6年11月19日	<p>所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。</p>
金沢中警察署	令和6年11月20日	<p>収入事務において、風俗営業許可申請の申請手数料を誤徴収したものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。</p>
羽咋高等学校	令和6年11月25日	<p>所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。</p>
羽咋工業高等学校	〃	〃
七尾港湾事務所	〃	〃
石川四高記念文化交流館	令和6年11月28日	<p>財政的援助事務において、補助事業者に対する額の確定通知を行わず補助金を精算交付したものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。</p>
		<p>契約事務において、4月1日付の契約の締結期間を誤っていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。</p>
中能登農林総合事務所	〃	<p>所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。</p>
輪島警察署	令和6年12月5日	<p>支出事務において、令和3年度会計から支出すべき委員謝金を、令和5年度会計から支出したものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。</p>
		<p>支出事務において、電気料金の支払時期を遅延したものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。</p>

七尾警察署	令和6年12月9日	支出事務において、旅費を誤支給しているものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		支出事務において、他警察署が支出すべき役務費を、七尾警察署が誤って支払ったものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
		支出事務において、委員報酬及び旅費を誤払いしたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
中能登教育事務所	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
珠洲警察署	令和6年12月11日	〃
飯田高等学校	〃	〃
羽松高等学校	〃	〃